

事 務 連 絡
平成28年 7月12日

中国バス協会 会長 殿

中国運輸局自動車交通部長

一般貸切旅客自動車運送事業の運行における到着地等の待機に係る
運賃及び料金の取扱いについて

標記について、平成28年7月1日付で自動車局旅客課長より事務連絡が発出されたことに伴い、別添のとおり各運輸支局長あてに通知をいたしましたので、内容をご留意の上、傘下会員あてに周知していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成28年 7月12日

各運輸支局長 殿

中国運輸局自動車交通部長

一般貸切旅客自動車運送事業の運行における到着地等の待機に係る
運賃及び料金の取扱いについて

標記については、平成26年7月22日付自動車交通部長事務連絡により中国運輸局における基本方針を定めているところであるが、今般、自動車局旅客課長から別添のとおり通知があったので、待機に係る運賃及び料金の取扱いについては、下記のとおりさらに厳格を期すよう取り扱われたい。

なお、本件については、中国バス協会あて通知済みであることを申し添えるとともに、運輸支局においては協会未加入事業者へ周知されたい。

記

今般、本省事務連絡において、「改善基準告示でいう休息期間を与えた場合には、当該時間は走行時間から除くことが出来る」とこととされたところであるが、貸切バスの新たな運賃・料金制度は安全コストを反映した運賃であり、待機した時間は時間制運賃を収受することが基本である。

このため、分割休息の適用にあたっては、以下のとおり非常に限定的であることに留意し、4時間以上の待機がある場合に一律に分割休息として取り扱うことや、見積り作成時等における勤務時間の不確定な段階で、分割休息を想定した運賃を算出するなど、安易な適用を行うことの無いよう、十分に事業者を指導されたい。

なお、契約締結後にやむを得ず分割休息を与えることになった場合等、当初の運送契約の内容に変更が生じた場合については、運送申込・引受書の記載内容を訂正し、あわせて運送約款（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第19条）に従い、運賃・料金の追徴・払戻しを行うこととなる。

【分割休息】

分割休息は、業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合に、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものであるため、分割休息を与える場合は、その前後の休息期間、拘束時間等との整合性を図る必要がある。

別添 ※「自動車運転者の労働時間等の改善の為の基準（抜粋）」及び※2「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について（抜粋）」参照

参考資料

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

(制定：平成元年労働省告示第7号 最終改正：平成12年労働省告示第120号)

該当部分抜粋

第5条第3項

第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところ^(※2)によることができる。

- 一 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合
- 二～四 省略

(以下 略)

※2 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について

(制定：平成元年3月1日基発第92号 最終改正：平成9年3月11日基発第143号)

該当部分抜粋

1 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合

- (1) 業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数^(※1)の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上なければならないものとする。

(以下 略)

事務連絡
平成28年7月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の運行における到着地等の待機に係る
運賃及び料金の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業の新たな運賃・料金制度が適用されている現下、主に日帰り運送において、到着地で長時間の待機を行う場合、待機時間に係る時間制運賃の収受については、「運転者が、車内、運転者控え室等で待機している場合は拘束時間として時間運賃を収受すべき。休息时间としている場合は、時間制運賃を収受できない。」と解釈を示してきたところであるが、解釈が曖昧であるという指摘がなされているため、下記のとおり、改めて解釈を示すこととする。

なお、この取り扱いについては、本通知日以降に契約する運送から適用することとする。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

<到着地で長時間の待機を行う場合の待機時間に係る時間制運賃の収受について>

貸切バスの新たな運賃・料金制度は安全コストを反映した運賃としているため、待機した時間は時間制運賃を収受する。ただし、改善基準告示(※)でいう休息期間を与えた場合には、当該時間は走行時間から除くことが出来る。なお、フェリーポートを利用した場合の航送にかかる時間については、休息期間の適用に関わらず、8時間を上限として時間制運賃を収受すること。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)

【参考】

- 営業所で勤務を終了することができない運行を行う場合、旅客自動車運送事業運輸規則に基づいて、点呼を実施し、勤務を終了する場所の付近に睡眠に必要な施設※¹を整備※²又は確保※³しなければならないこととされている。

※¹ 乗務員が実際に睡眠を必要とする場所に設けられていない施設や寝具等必要な設備が整えられていない施設等は睡眠施設に該当しない。

※² 施設の自己所有、施設の一定期間の借り上げ等一定期間の使用権原を有すること。

※³ ホテルを予約するなど一時的な使用権原を有すること。



○ バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント(厚生労働省労働基準局資料抜粋)

拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間をいいます。

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

※休息期間分割の特例 ……業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

○ 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について

(平成11年12月13日付け自旅第129号)(抜粋)

別紙2 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間(以下「点呼点検時間」という。)として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。)を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーポートを利用した場合の航送にかかる時間(乗船してから下船するまでの時間)は8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。)に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。